

意見書案第3号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 中 里 武

食料自給率の抜本的な向上に関する意見書

政府は、食料・農業・農村基本法改正案を第213回国会（令和6年通常国会）に提出し、1999年の制定から四半世紀を経て、新たな「基本法」を制定することを目指している。

我が国の、食料自給率は、2022年度は38%（カロリーベース）と厳しい状況であり、依然として農業分野の担い手不足が深刻化している中において、基本法の改正を機に、農業政策の抜本的転換を図ることが求められている。

改正案で、基本的施策を定める食料・農業・農村基本計画について定めた第17条では、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標に関し定めるものとしている。

しかし、一方では、食料安全保障を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義し、基本理念に位置づけるとされ、「安定的な輸入及び備蓄の確保を図る」とも位置づけており、自給による食料安定供給の位置づけに曖昧さを残すものとなっている。

万が一、食料輸入に頼れなくなったとしても、全ての国民が安定的に食料を確保することは国の基本的な責務である。また、自給による安定的な食料供給を確保するため危機的認識に立ち、国内農業の経営が成り立つ生産基盤の強化及び抜本的な食料自給率向上を図ることが求められている。

よって、国においては、国内農業の基盤強化を図るとともに、食料自給率向上に向けた諸施策を抜本的に強化するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

農林水産大臣

前橋市議会議員 笠 原 久